


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市地域包括支援センター事業実施要綱の一部を改正する要綱 について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、介護保険法が一部改正されることから、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①包括的支援事業に係る経過措置を規定する。 ②引用条項「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改正する。 ③第2条別表中における「高齢者ほっと支援センターなんがいの」位置を変更する。 <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。